

2014 年 1 月 17 日
電子行政オープンデータ実務者会議
ルール・普及 WG 提出資料

オープンデータに対応した 各府省ホームページ利用ルールの見直し案

オープンデータ流通推進コンソーシアム
データガバナンス委員会

目次

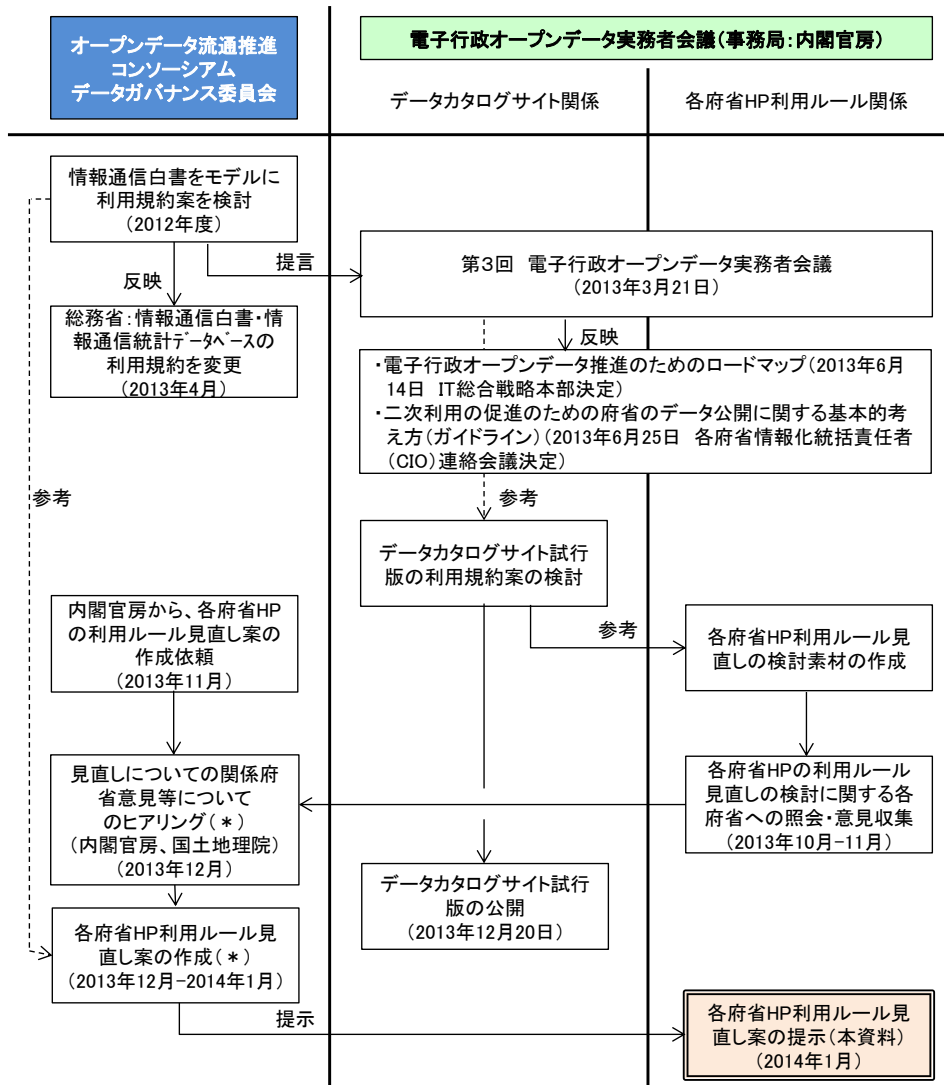
1. これまでの検討経緯.....	1
2. 利用ルールの見直し案.....	2
2.1. 構成案.....	2
2.2. 利用ルール案.....	3
3. 利用ルール見直し案の解説.....	5
3.1. 全体の構成、基本的考え方について.....	5
3.2. 各項目について.....	6
4. 実務者会議で議論いただきたい事項.....	16

1. これまでの検討経緯

「電子行政オープンデータ推進のためのロードマップ」（2013年6月14日 IT 総合戦略本部決定）によれば、本年度（2013年度）下期までの検討課題の1つとして、「各府省ホームページにおける利用ルールの見直し（二次利用を認めるのを原則とし、制限のあるコンテンツは個別に表示）」が挙げられている。

本利用ルール見直し案は、2013年11月に、オープンデータ流通推進コンソーシアムのデータガバナンス委員会が、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室より、各府省のホームページの利用ルール見直し案の作成依頼を受けて、検討を行ったものである。

なお、データガバナンス委員会においては、昨年度（2012年度）においても、総務省の情報通信白書を検討素材として、オープンデータに対応した利用ルールを作成しており、今回の検討にあっては、その検討結果も参考としている。



(*) 電子行政オープンデータ実務者会議ルール・普及WGの有識者も参加

2. 利用ルールの見直し案

2.1. 構成案

1. 当ホームページのコンテンツについて

- 1) 出典の表記について
- 2) 第三者の権利を侵害しないようにしてください
- 3) 個別法令による利用の制約があるコンテンツについて
- 4) 準拠法と合意管轄について
- 5) その他

2. 別の利用ルールが適用されるコンテンツについて

3. 当ホームページについて（本節は各府省で自由に記載可能。本資料では記載していない。）

- 1) リンクについて
- 2) プライバシーポリシーについて
- 3) アクセシビリティについて
- 4) 免責事項（※コンテンツ利用に係る免責事項以外の免責事項を記載）

2.2. 利用ルール案

注：青太字部分は、各府省がそれぞれ記載する箇所。

注：赤字部分は、項目の説明(利用ルールとしての文言ではない。)

1. 当ホームページのコンテンツについて

当ホームページで公開している情報(以下「コンテンツ」といいます。)は、別の利用ルールが適用されるコンテンツを除き、どなたでも以下の1)～5)に従って、複製、公衆送信、翻訳・変形等の翻案等、自由に利用できます。商用利用も可能です。(別の利用ルールが適用されるコンテンツについては、「2. 別の利用ルールが適用されるコンテンツについて」をご覧ください。)

1) 出典の表記について

①コンテンツを利用する際は出典を表記してください。出典の表記方法は以下のとおりです。

(出典表記例)

出典:A省ホームページ (当該ページの URL)

出典:「〇〇動向調査」(A省) (当該ページの URL) など

②コンテンツを編集・加工等して利用する場合は、上記出典とは別に、編集・加工等を行った者の名前を記載してください。また編集・加工したコンテンツを、あたかも国(又は府省等)が作成したかのような態様で公表・利用しないでください。

(コンテンツを編集・加工等して利用する場合の記載例)

「〇〇動向調査」(A省) (当該ページの URL)をもとに〇〇株式会社作成」 など

2) 第三者の権利を侵害しないようにしてください

①コンテンツの中には、第三者(国以外の者をいいます。以下同じ。)が著作権その他の権利を有している場合があります。第三者が著作権を有しているコンテンツや、第三者が著作権以外の権利(例:写真における肖像権、パブリシティ権等)を有しているコンテンツについては、特に権利処理済であることが明示されているものを除き、利用者の責任で、当該第三者から利用の許諾を得てください。

②コンテンツのうち第三者が権利を有しているものについては、基本的に出典の表記等によって第三者が権利を有していることを表示・示唆していますが、明確に第三者が権利を有している部分の特定・明示等を行っていない場合がありますのでご注意ください。

(→第三者に権利があることを表示・示唆している場合の例)[別紙に記載]

③第三者が著作権等を有しているコンテンツであっても、著作権法上認められている引用など、著作権者等の許諾なしに利用できる場合があります。

3) 個別法令による利用の制約があるコンテンツについて

①一部のコンテンツには、個別法令により利用に制約がある場合があります。特に、以下に記載する法令についてはご注意ください。詳しくはそれぞれのリンク先ページをご参照ください。

〇〇法(個別法名)に基づく〇〇(コンテンツ名)の利用に当たっての〇〇(制約内容)について(→該当ページにリンク)

△△法(個別法名)に基づく△△(コンテンツ名)の利用に当たっての△△(制約内容)について(→該当ページにリンク)

※特に記載すべき個別法令がない場合、本項目は削除してください。

4) 準拠法と合意管轄について

- ①この利用ルールは、日本法に基づいて解釈されます。
- ②コンテンツに関し、その利用等に関する紛争については、当該紛争に係るコンテンツを公開している組織の所在地を管轄する地方裁判所を、第一審の専属的な合意管轄裁判所とします。

5) その他

- ①この利用ルールは、コンテンツに関し、以下のように利用することについて、何ら承認を与えるものではありません。
 - (ア)法令、条例又は公序良俗に反する利用
 - (イ)国家・国民の安全に脅威を与える利用
- ②この利用ルールは、著作権法上認められている引用などの利用について、制限するものではありません。
- ③国が著作権を有するコンテンツを「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示 2.1 日本」(<http://creativecommons.org/licenses/by/2.1/jp/>)に従って利用する場合、当該コンテンツに係る国の著作権を侵害することにはなりません。
- ④コンテンツは、予告なく変更、移転、削除等が行われることがあります。
- ⑤国は、利用者がコンテンツを用いて行う一切の行為について何ら責任を負うものではありません。

2. 別の利用ルールが適用されるコンテンツについて

以下のコンテンツについては、この利用ルールとは別の利用ルールが適用されます。詳細は、リンク先のページをご参照ください。

××(コンテンツ名)の利用について(→該当ページにリンク)

※個別法令に根拠のない利用制約を課して別の利用ルールを設ける場合、各府省は、別の利用ルールを設ける具体的かつ合理的な根拠を、上記リンク先ページで明確に説明する責任を負うものとします。

※該当するコンテンツがない場合、本項目は削除してください。

3. 利用ルール見直し案の解説

3.1. 全体の構成、基本的考え方について

本利用ルール見直し案は、「二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方(ガイドライン)」(2013年6月25日 各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)(以下「ガイドライン」という。)において、「国が著作権者である著作物については、国において、どのような利用条件で公開するかを決定できることから、広く二次利用を認める(著作権以外の具体的かつ合理的な根拠に基づき二次利用を制限する場合を除き、制約なく二次利用を認める)形で、あらかじめ著作物の利用に係る考えを表示する。当該表示については、できるだけ分かりやすく統一的なものとする。」とされたことを踏まえて作成を行っている。

オープンデータにおいて、広く二次利用を認める際の利用条件としては、国際的には、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの表示ライセンス(以下「CC-BY」という。)や、これと互換性のあるライセンスが多く利用されている。広く二次利用を行う際には、同じ条件で公開されているもの同士であれば組み合わせて利用すること(マッシュアップ)が行いやすいが、利用条件が異なっていると組み合わせて作成されたコンテンツの利用条件が複雑になる等の弊害が指摘されている。また、CC-BYには機械判読性があることから、インターネット上でデータが公開された際に利用条件を検索しやすいという利点がある。これらの観点から、国際的にデファクト・スタンダードとなりつつあるCC-BYを採用するか、CC-BYとの互換性を維持することが望ましいと考えられる。

一方、府省からは、各府省ホームページで公開されているコンテンツは多様であり、一律にCC-BYで二次利用を認めるのは困難であり、コンテンツの特性に応じて、各府省で独自に利用条件を定めることができないかという意見や、国のコンテンツを編集・加工して作成した成果物には責任の所在を明確にするため編集・加工者の情報を併記させるべきであるという意見など、様々な意見が存在する。

そこで、本利用ルール見直し案は、「ガイドライン」を踏まえ、できるだけ分かりやすく統一的な利用条件とするという観点から、文章については、一般の利用者に分かりやすいように平易な表現とし、内容については、CC-BYとの互換性の確保に配慮しつつ、各府省から示された意見も踏まえ、「1)出典の表記について」において、コンテンツを編集・加工等して利用した場合に編集・加工者名を記載させることや、「5)その他」において、公序良俗に反する利用等、望ましくない利用態様をこの利用ルールが承認するものでないことなどを明示することとし、これを各府省ホームページの利用ルールとして採用することを原則とした。(出典の表記方法については、府省ごとに記載できるようにしている。)

その上で、各府省ホームページで公開されているコンテンツのうち、本利用ルールが適用できず、別の利用ルールによらなくてはならないものについては、各府省が当該コンテンツの特性に応じた利用ルールを設けることも許容した。ただし、「ガイドライン」に示されているとおり、個別法令に根拠のない利用制約を課すような別の利用ルールを設ける場合は、そのコンテンツの範囲を具体的に示した上で、別の利用ルールを設ける具体的かつ合理的な根拠を示すものとしている。

3.2. 各項目について

1. 当ホームページのコンテンツについて

当ホームページで公開している情報(以下「コンテンツ」といいます。)は、別の利用ルールが適用されるコンテンツを除き、どなたでも以下の1)～5)に従って、複製、公衆送信、翻訳・変形等の翻案等、自由に利用できます。商用利用も可能です。(別の利用ルールが適用されるコンテンツについては、「2. 別の利用ルールが適用されるコンテンツについて」をご覧ください。)

[解説]

本項では、「2. 別の利用ルールが適用されるコンテンツについて」に記載されているコンテンツを除いたコンテンツについて、1)～5)で示されている条件に従う限り、複製、公衆送信、翻訳・変形等の翻案等、自由な利用が許諾されているとしている。「2. 別の利用ルールが適用されるコンテンツについて」に記載されているコンテンツには、本利用ルールは全く適用されないものとして整理する。

なお、著作物性のないコンテンツ(数値データ、図表、簡単なグラフ等)については、著作権法上、誰の許諾がなくとも自由な利用が可能であることから、本利用ルールの適用対象としないことも考えられる。しかし、本利用ルールは基本的に出典表記さえすれば自由な利用を広く認めるものであり、著作物性のないコンテンツに本利用ルールを適用しても実質的に利用を制約することにはつながらないこと、著作物性のないコンテンツについても出典を表示させることが望ましいと考えられること、著作物性の有無にかかわらず共通して定めるべき事項もあること、著作物性の有無の区別は困難であり一律に扱う方が利用者にメリットがある場合が多いことから、著作物性のないコンテンツも本利用ルールの適用対象とすることとした。ただし、国が著作権を有するコンテンツについては、本利用ルールは著作権の利用許諾としての側面をもつものに対して、著作物性のないコンテンツ等、国に著作権のないコンテンツについては、本利用ルールは債権的効力をもつにすぎない。

[CC-BY との関係について]

本利用ルールでは、1. の5)に「国が著作権を有するコンテンツを「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示 2.1 日本」(<http://creativecommons.org/licenses/by/2.1/jp/>)に従って利用する場合、当該コンテンツに係る国の著作権を侵害することにはなりません。」という表記を入れて、CC-BY と互換性があることを記載している。

国際的観点からもデファクト・スタンダードとなりつつある CC-BY を採用するか、CC-BY との互換性を維持することが望ましいのは上記 3.1 で記載したとおりであるが、CC-BY とは別の利用ルールを採用した上で CC-BY と互換性を持たせることとした理由としては、次のような点が挙げられる。

- ・ コンテンツを編集・加工等した場合には、そのことが分かるよう編集・加工者名を記載させること、公序良俗に反するなど各府省が望ましくないと考えられる利用態様を摘示するなど、コンテンツを公開する府省の考えを併せて示すことができること。

- ・ CC-BY は著作権のあるコンテンツを対象とするライセンスであるが、著作物性の有無にかかわらず共通して定めるべき条件や事項が存在すること。

なお、CC-BY のライセンス文には、本利用ルールで定める条件以外の条件も定められているが、これらは CC-BY でライセンスされたコンテンツを再配布したり、他のコンテンツと組み合わせたりしたときの著作権表示の方法などの規定であり、わかりやすい利用ルールとする観点からは、必ずしも本利用ルールにおいて採用する必要はないと考えられる。

[府省の意見と本利用ルールでの対応の考え方]

No.	府省の意見	本利用ルールでの対応の考え方
01	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用条件について、CCライセンスを利用する理由を整理すべきである。 ・ コンテンツにより、CC-BY 以外のライセンスも選択できるようにすべきである。 ・ 本利用規約の適用範囲を明確にすべきである。 	<p>国際的に CC-BY(又は CC-BY 互換ライセンス)が利用されており、マッシュアップ等を考えると互換性を持たせた方がよいと考えられる。</p> <p>「ガイドライン」でも統一的条件とすることが求められていることから、利用者の利用しやすさを考慮して、すでに相当程度普及している CC-BY との互換性を確保しつつ、府省の意見に対応するための記載を盛り込むこととした。</p> <p>その上でなお、本利用ルールが適用できず、別の利用ルールによらなければならないコンテンツについては、各府省が当該コンテンツの特性に応じた別の利用ルールを設けるものとした。ただし、別の利用ルールを設ける場合は、そのコンテンツの範囲を具体的に示した上で、別の利用ルールを設ける具体的かつ合理的な根拠を示すべきものとした。</p>
02	<ul style="list-style-type: none"> ・ 著作物性のないデータの取扱いについて、整理が必要である。(その範囲を明確にする必要がある、利用に当たり出所表示を義務づける必要がある等) 	<p>著作物性のないデータは本利用ルールの対象外とするという考え方もありうるが、本利用ルールの定める利用条件は基本的に出典の表記だけであり、利用の自由を実質的に制約するものでないこと、著作物性のないコンテンツについても出典表示をさせることが望ましいこと、著作物性の有無にかかわらず共通して定めるべき条件や事項があること、著作物性の有無の区別は困難であり一律に扱う方が利用者にメリットがある場合が多いことから、著作物性のないデータについても、本利用ルールを適用するものと整理した。</p>

1) 出典の表記について

①コンテンツを利用する際は出典を表記してください。出典の表記方法は以下のとおりです。

(出典表記例)

出典:A省ホームページ(当該ページのURL)

出典:「〇〇動向調査」(A省)(当該ページのURL)など

②コンテンツを編集・加工等して利用する場合は、上記出典とは別に、編集・加工等を行った者の名前を記載してください。また編集・加工したコンテンツを、あたかも国(又は府省等)が作成したかのような態様で公表・利用しないでください。

(コンテンツを編集・加工等して利用する場合の記載例)

「〇〇動向調査」(A省)(当該ページのURL)をもとに〇〇株式会社作成」など

[解説]

①では、コンテンツを利用する際には出典表記が条件とされていることを記載するとともに、出典表記の方法について記載している。

出典表記の方法は、必ずしも統一である必要はなく、各府省で適当と考える表記が異なっても問題はないと考えられるため、各府省が出典の記載例を作成し、利用者がそれによって出典を記載できるようにした。青字部分には、各府省が出典の記載例を提示することが必要である。

②では、編集・加工等の二次利用を行った場合には、編集・加工等を行った者の名前を記載することを求め、また、編集・加工された情報があたかも国・府省が作成した資料であるかのように公表・利用することがないように求めている。例えば、ある府省の作成した統計データの数値を改ざんした上で、当該府省が公開したものであるように表記することは、禁止される。

[府省の意見と項目1)での対応の考え方]

No.	府省の意見	項目1)での対応の考え方
03	・ データを編集・加工した場合、情報提供元の表示だけでなく、改変した事実と、編集・加工責任者等の情報も表示させるべきである。	編集・加工者名について記載させることとした。
04	データを改ざんして虚偽の表示を行うことや、他者に誤解を与えることを禁止すべきである。	編集・加工したコンテンツを、あたかも国(又は府省等)が作成したかのような態様で公表・利用することを禁止する規定を入れた。

2) 第三者の権利を侵害しないようにしてください

- ① コンテンツの中には、第三者(国以外の者をいいます。以下同じ。)が著作権その他の権利を有している場合があります。第三者が著作権を有しているコンテンツや、第三者が著作権以外の権利(例:写真における肖像権、パブリシティ権等)を有しているコンテンツについては、特に権利処理済であることが明示されているものを除き、利用者の責任で、当該第三者から利用の許諾を得てください。
- ② コンテンツのうち第三者が権利を有しているものについては、基本的に出典の表記等によって第三者が権利を有していることを表示・示唆していますが、明確に第三者が権利を有している部分の特定・明示等を行っていない場合がありますのでご注意ください。
(→第三者に権利があることを表示・示唆している場合の例)[別紙に記載]
- ③ 第三者が著作権等を有しているコンテンツであっても、著作権法上認められている引用など、著作権者等の許諾なしに利用できる場合があります。

[解説]

各府省ホームページで公開されているコンテンツの中には、国以外の者(以下「第三者」という。)が権利を保有しているものもある。第三者が権利を保有しているコンテンツについては、当該第三者から利用許諾を取らなければ、その権利を侵害する態様の利用を行うことができない。現在、各府省ホームページに掲載されているコンテンツの多くは、オープンデータを想定して作成されたものではなく、国(府省)が第三者の権利関係を明確に把握しておらず、また二次利用についての権利処理を行っていないものがほとんどである。

そのため、①では、第三者が権利を保有しているコンテンツは、特に権利処理済みであることが明示されているものを除き、利用者の責任で、当該第三者から利用の許諾を得る必要があることを示した。

その上で、第三者が権利を保有しているコンテンツを各府省が網羅的に特定して示すことは困難であるものの、第三者が権利を保有しているコンテンツであるか否かを利用者が判断する助けとなるよう、②では、第三者が権利を保有しているコンテンツであることを示唆・表示する記載の例(例えば、白書において第三者のコンテンツを引用する際にどのような表記をしているか等)などを別紙に具体的に記載しておくこととした。利用者から問い合わせがあった際には、当該箇所について第三者が権利を保有しているかどうかについて、可能な範囲で調査し情報を提供することが望ましい。

なお、本項は、第三者が権利を保有するコンテンツを特定して表示しないことを前提としているが、第三者の権利を侵害するリスクにより利用者に委縮効果が生じないようにするためには、国(府省)の作業にはコストがかかるものの、第三者が権利を保有するコンテンツを特定して明示することも考えられる。この方法については、昨年度、データガバナンス委員会が情報通信白書を対象に行ったケーススタディが参考となる(2013年3月21日 第3回電子行政オープンデータ実務者会議 資料3「オープンデータ流通推進コンソーシアムの取組と提言」を参照)。また、これから各府省がコンテンツを作成する場合には、第三者の権利関係を明確にし、また第三者の権利をあらかじめ処理しておくことが望ましい。例えば、各府省が外部事業者に委託して作成する調査

研究報告書等のコンテンツについては、その委託契約の際に、国(府省)に権利を集約するような契約条項を盛り込んでおくことが考えられる(契約書のひな形については、2013年3月21日 第3回電子行政オープンデータ実務者会議 資料3「オープンデータ流通推進コンソーシアムの取組と提言」を参照)。

[府省の意見と項目2)での対応]

No.	府省の意見	項目2)での対応
05	・ 第三者が権利を持つコンテンツを明確にすることが必要である。	第三者が権利を有するコンテンツを全て明記することは困難であることから、第三者が権利を有していることを示唆・表示している場合の例を記載することで対応する。

3) 個別法令による利用の制約があるコンテンツについて

- ① 一部のコンテンツには、個別法令により利用に制約がある場合があります。特に、以下に記載する法令についてはご注意ください。詳しくはそれぞれのリンク先ページをご参照ください。

〇〇法(個別法名)に基づく〇〇(コンテンツ名)の利用に当たっての〇〇(制約内容)について(→該当ページにリンク)

△△法(個別法名)に基づく△△(コンテンツ名)の利用に当たっての△△(制約内容)について(→該当ページにリンク)

[解説]

各府省ホームページで公開されているコンテンツの中には、個別法令によって利用の制約がある例がある。例えば、一部の地図(基本測量の測量成果)は、測量法によって、複製頒布や一定の態様の二次利用について、国土地理院の長の承認が必要とされている。

本項は、本利用ルールで変更することができない個別法令による利用の制約があるコンテンツが存在するという点について、利用者の注意を喚起するものである。

なお、個別法令による利用制約があるコンテンツについて、利用者に情報を提供するために、主なものをここに示すことが望ましい。

[府省の意見と項目3)での対応]

No.	府省の意見	項目3)での対応
06	・ 特に重要な関連法令は例示して明記できるようにすべきである。	個別法令による利用制約があるコンテンツについて、主なものを示すことができるようにした。

4) 準拠法と合意管轄について

- ① この利用ルールは、日本法に基づいて解釈されます。
- ② コンテンツに関し、その利用等に関する紛争については、当該紛争に係るコンテンツを公開している組織の所在地を管轄する地方裁判所を、第一審の専属的な合意管轄裁判所とします。

[解説]

- ①では、本利用ルールの準拠法が日本法であることを規定している。
- ②では、各府省ホームページで公開されているコンテンツについて、その利用に関し、各府省又は利用者が訴訟を提起する場合には、各府省の所在地を管轄する地方裁判所を、第一審の専属的な合意管轄裁判所とすることとしている。

[府省の意見と項目4)での対応]

No.	府省の意見	項目4)での対応
07	・ 準拠法が日本法であることを明記すべき。	準拠法が日本法であることを記載した。

5) その他

- ① この利用ルールは、コンテンツに関し、以下のように利用することについて、何ら承認を与えるものではありません。
 - (ア) 法令、条例又は公序良俗に反する利用
 - (イ) 国家・国民の安全に脅威を与える利用
- ② この利用ルールは、著作権法上認められている引用などの利用について、制限するものではありません
- ③ 国が著作権を有するコンテンツを「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示 2.1 日本」(<http://creativecommons.org/licenses/by/2.1/jp/>)に従って利用する場合、当該コンテンツに係る国の著作権を侵害することにはなりません。
- ④ コンテンツは、予告なく変更、移転、削除等を行うことがあります。
- ⑤ 国は、利用者がコンテンツを用いて行う一切の行為について何ら責任を負うものではありません。

[解説]

本項は、各府省ホームページで公開されているコンテンツの利用にあたって、利用者が認識しておく必要がある事項について記載している。

①では、コンテンツの公開主体である国(府省)が一般的に望ましくないと考えらるであろう利用態様を示し、本利用ルールが、そのような利用について承認を与えるものではないことを記載している。

②では、著作権法の権利制限規定にあたる行為について、この利用ルールが制限するものではないことを記載している。

③では、本利用ルールとCC-BYとの互換性について記載している。CC-BYとの関係の詳細については、1. の解説を参照のこと。

④では、各府省ホームページで公開されているコンテンツが、予告なく変更、移転、削除等することがあることについて、あらかじめ利用者の注意を喚起している。

⑤では、各府省ホームページで公開されているコンテンツの利用形態は多様であり、事前に全てを予測することはできないところ、利用者がコンテンツを用いて行う一切の行為について、公開主体である国(府省)は責任を負うものではないことを示している。

例えば、万一、正確性等に欠けるコンテンツがあった場合に、それにより利用者に損害が生じたとしても、国(府省)はその損害につき責任を負わないという趣旨のいわゆる免責規定である。

[府省の意見と項目5)での対応]

No.	府省の意見	項目5)での対応
08	<ul style="list-style-type: none"> ・ 領土・領海等の地図情報など、改変により国益を損なう場合がある。 	<p>「国家・国民の安全に脅威を与える利用」について、本利用ルールが承認を与えるものではないことを明示している。</p>
09	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用ルールに、予告なしにコンテンツの内容を変更・削除する場合があります。 	<p>予告なしにコンテンツの内容の変更、移転、削除がありうることを記載した。</p>

2. 別の利用ルールが適用されるコンテンツについて

以下のコンテンツについては、この利用ルールとは別の利用ルールが適用されます。詳細は、リンク先のページをご参照ください。

× × (コンテンツ名)の利用について(→該当ページにリンク)

※個別法令に根拠のない利用制約を課す別の利用ルールを設ける場合、各府省は、別の利用ルールを設ける具体的かつ合理的根拠を、上記リンク先ページで明確に説明する責任を負うものとします。

※該当するコンテンツがない場合、本項目は削除してください。

[解説]

各府省ホームページで公開されているコンテンツの中には、利用の際の条件を本利用ルールとは別に定めた方がよいと判断されるものがありうる。

各府省ホームページで公開されているコンテンツのうち、本利用ルール以外の別の利用ルールで公開することが適当と考えられるものがある場合については、この項目に記載することになる。その際は、利用者に分かりやすいようにコンテンツの範囲を具体的に示した上で記載するとともに、個別法令を根拠としない利用制約を適用するために別の利用ルールを設ける場合には、具体的かつ合理的根拠についても示すこととしている。個別法令を根拠とする場合には、根拠として当該法令を示すだけで良い。

別の利用ルールを適用するコンテンツの範囲や、別の利用ルールを適用する根拠の具体性や合理性について、電子行政オープンデータ実務者会議において、各府省も参加して整理することが考えられる。なお、1. の1)において、編集・加工等を行った者の名前を記載することを求めていること、1. の5)において、望ましくないと考えられる利用態様を摘示していることで各府省から示された懸念が基本的に解消されていると考えられ、別の利用ルールを定める必要があるコンテンツの具体例の確認・検討の結果によっては、本項を設ける必要性がないという結論もあり得る。

別の利用ルールについては、別途作成の上、リンク先等に掲載することが望ましい。また、別の利用ルールを設けた場合、本利用ルールは適用されないため、本利用ルールの4)、5)で定められているような事項は、別の利用ルールの中でも定めることが望ましいと考えられる。

[府省の意見と項目2. での対応]

※特になし

4. 実務者会議で議論いただきたい事項

今回提案した各府省ホームページの利用ルールの見直し案について、電子行政オープンデータ実務者会議で特に議論いただきたい事項としては以下の点があります。

① 本利用ルールとは別のルールを適用するコンテンツの範囲について

本利用ルールでは、CC-BY との互換性を保ちつつ、可能な限り多くのコンテンツに本ルールが適用できるよう、国の著作権に基づく利用条件を少なくしつつ、コンテンツを編集・加工等して利用した場合の編集・加工者名の記載や、望ましくない利用態様について承認を与えるものでないこと等について記載しています。

その上でなお、本利用ルールを適用できないコンテンツがある場合は、具体的かつ合理的な根拠を示すことで当該コンテンツについては本利用ルールと別のルールを適用することも許容しています。

ただし、無制限に別ルールの適用を認めると、オープンデータの本来の目的が損なわれる事態を招きかねないため、個別法令を根拠としない利用制約を課す別ルールを適用する場合には、必ずそのコンテンツの範囲を特定し、なぜ別ルールを適用するのかという具体的かつ合理的な根拠を示すことを求めています。

別ルールを適用することもやむを得ないコンテンツの範囲や、別ルールを適用する根拠の具体性や合理性については、電子行政オープンデータ実務者会議において、各府省も参加して整理することが適当と考えられます。そこで、別ルールを適用するコンテンツの範囲と、別ルールを適用する根拠の具体性や合理性について御議論をいただきたく存じます。

② 本利用ルールの文言見直しの必要性の有無

各府省のホームページに掲載されているコンテンツについて、本利用ルールとは別のルールを適用することもやむを得ないと判断されるコンテンツが多く、本利用ルールを適用するコンテンツが少数となってしまう場合には、本利用ルールを適用するコンテンツを増やすため、本利用ルールの文言の見直しについて検討が必要となる可能性があります。

①の議論を踏まえ、本利用ルールの文言修正の必要性の有無と必要な場合にはその文言について御議論をいただきたく存じます。

なお、その際には、文言によっては CC-BY との互換性が失われる可能性があることも考慮に入れて御議論をいただきたいと存じます。